

変 更 後	変 更 前
<p>1. 地域再生計画の名称 (略)</p> <p>2. 地域再生計画の作成主体の名称 (略)</p> <p>3. 地域再生計画の区域 (略)</p> <p>4. 地域再生計画の目標 (1) 日高川町の現状 和歌山県日高川町は、県中部日高郡の北部に位置し、町村合併(川辺町・中津村・美山村)により平成17年5月1日に誕生した。母なる清流「日高川」が中央部を東西に大きく蛇行して流れ、その流れに沿って集落が形成された緑豊かな森林に囲まれた農林業を基幹産業とする農山村地域である。総面積は、<u>331.65</u> km² (和歌山県の総面積の約7%)と広範な面積を有しているが、その約9割が森林であり、平坦地は少ない。しかし、基幹産業である農林業では、恵まれた自然条件を活かし、温州みかん、花、野菜、しいたけ、千両や備長炭等の特産物を産出し、とりわけ備長炭については、町村合併によりその生産量は日本一となった。 近年、少子高齢化等による人口減少が進み、昭和30年に19,377人であった町人口が平成20年5月1日現在では<u>11,268</u>人にまで減少し、過疎化が急速に進行している。特に、中津・美山地区の山村地域における人口減少は顕著であり、農林業の担い手不足により荒廃森林や耕作放棄地が増加するとともに、小中学校についても統合を余儀なくされたところである。</p>	<p>1. 地域再生計画の名称 (略)</p> <p>2. 地域再生計画の作成主体の名称 (略)</p> <p>3. 地域再生計画の区域 (略)</p> <p>4. 地域再生計画の目標 (1) 日高川町の現状 和歌山県日高川町は、県中部日高郡の北部に位置し、町村合併(川辺町・中津村・美山村)により平成17年5月1日に誕生した。母なる清流「日高川」が中央部を東西に大きく蛇行して流れ、その流れに沿って集落が形成された緑豊かな森林に囲まれた農林業を基幹産業とする農山村地域である。総面積は、<u>331.61</u> km² (和歌山県の総面積の約7%)と広範な面積を有しているが、その約9割が森林であり、平坦地は少ない。しかし、基幹産業である農林業では、恵まれた自然条件をいかし、温州みかん、花、野菜、しいたけ、千両や備長炭等の特産物を産出し、とりわけ備長炭については、町村合併によりその生産量は日本一となった。 近年、少子高齢化等による人口減少が進み、昭和30年に19,377人であった町人口が平成17年には<u>11,305</u>人にまで減少し、過疎化が急速に進行している。特に、中津・美山地区の山村地域における人口減少は顕著であり、農林業の担い手不足により荒廃森林や耕作放棄地が増加するとともに、小・中学校についても統合を余儀なくされたところである。</p>

変 更 後	変 更 前
<p>(2) 日高川町の課題</p> <p>(略)</p> <p>本計画においては、旧子十浦小学校を社会教育施設として転用し、<u>文化・スポーツ活動や都市住民との交流等に幅広く活用することによる人的ネットワークづくりを展開する。また、旧川中第一小学校を酒の醸造、製造に取り組む民間業者に無償貸与し、酒造蔵及び地域住民との交流施設として活用することにより、地域産業、観光客及び地域住民との交流を図り、地域の活性化を図るものである。</u></p> <p>・旧子十浦小学校における計画目標</p> <p>生涯学習の拠点施設として活用</p> <p>(1) 文化・スポーツ活動参加者 100人/月 × 年 = 1,200人 スポーツイベント参加者 300人 × 1回/年 = 300人</p> <p>(2) 都市住民等との交流人口 50人 × 6回/年 = 300人</p> <p>・旧川中第一小学校における計画目標</p> <p>(1) 新規雇用 8人</p>	<p>(2) 日高川町の課題</p> <p>日高川町は、人口減少に歯止めを掛けるために、一層の農林業支援、企業誘致による就業機会の提供や定年帰農による定住希望の受け入れ等（IJUターン）により定住化を促進するとともに、地域財産である自然や特産物等の観光情報の発信や耕作放棄地の貸出しによる交流人口の拡大施策により、地域の活性化を図っているところである。</p> <p>一方、統合した小・中学校の廃校校舎は、防災時の避難場所やその他日常的な用途で地域住民が一時的に集う場所としての活用にとどまっており、地域住民からはさらなる有効的活用が望まれている。特に、中津地区（旧中津村）においては、5小学校2中学校を統合し、それぞれ1校ずつとしたことから、現在5つの廃校校舎を有しており、今後、地域や町にとって有意義な施設として活用し、地域の元気づくりを目指す必要がある。</p> <p><u>本計画においては、廃校校舎を社会教育施設として転用し、文化・スポーツ活動や都市住民等との交流等に幅広く活用することによる人的ネットワークづくりを展開し、地域の活性化とともに再生を図る。</u></p> <p>計画目標</p> <p>生涯学習の拠点施設として活用</p> <p>(1) 文化・スポーツ活動 100人/月 × 年 = 1,200人 スポーツイベント 300人 × 1回/年 = 300人</p> <p>(2) 都市住民等との交流 50人 × 6回/年 = 300人</p>

変 更 後	変 更 前
<p>(2) 都市住民等との交流人口 <u>260人</u></p> <p>5. 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要</p> <p>(略)</p> <p>また、平成17年3月31日をもって廃校となった旧川中第一小学校の施設は民間施設である「岸野酒造」に無償で貸与し、酒造蔵として利用することで地域雇用の増大、定住人口の拡大等につなげる。また、地域産業、観光客及び地域住民との交流施設としても活用し、地域の活性化を図るものである。</p> <p>5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業</p>	<p>5 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要</p> <p>日高川町は、まちづくり基本理念の将来像のひとつに、「豊かな心を育む、教育・文化のまち」を掲げ、学校教育の充実や芸術・文化の振興と同様に生涯学習の充実に取り組んでいる。町全域が学習の場であり、住民一人ひとりが「いつでも、どこでも、だれでも生涯を通じて学び続け、自己を高める」ことを念頭において、主体的な学習活動とともに専門的な知識を有する指導者やボランティア等の人材育成を支援し、様々な学習・交流活動を通じて、家庭や地域の教養力を高め、地域ぐるみの教育を構築・推進し、地域住民のまちづくりへの参画意識の高揚とともに地域の活性化及び一体化を目指している。</p> <p>中津地区における5つの廃校校舎のうち、特に、旧子十浦小学校を有する子十浦地区(姉子、三十木、原日浦、三十井川、上田原)は、山の傾斜角度がきつい山間部地域であり、高齢化率は40%を超える典型的な少子高齢化の過疎地域である。今回、旧子十浦小学校校舎を社会教育施設に転用し、生涯学習の拠点施設として活用することにより、廃校による薄らいだ地域住民間の繋がりを回復するとともに都市住民等との交流を図り、地域の活性化とともに再生を図る。</p>

変 更 後	変 更 前
<p>【A0801】補助金で整備された公立学校の廃校校舎棟の転用の弾力化</p> <p>1 事業の概要</p> <p><u>今回の支援措置により、日高川町への企業誘致を図り、地元住民の雇用の増大につなげ、清流日高川が流れる日高川町のイメージアップを図り、地域産業の活性化の拠点と位置づけ、次の事業を実施する。</u></p> <p>① <u>町内で作られる酒米、学校近くを流れる鷺の川溪流の清水を原料とした酒造り</u></p> <p>② <u>醸造についての講演会（和高専醸造学科による専門的な講演）</u></p> <p>③ <u>製造される酒の直売</u></p> <p>④ <u>醸造体験</u></p> <p>2 支援措置の適用要件</p> <p>① <u>廃校校舎の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること。</u> <u>廃校校舎等の転用弾力化について、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣に認定申請をするとともに、利用に際しては、関係法令の規定に反しないように実施する。</u></p> <p>② <u>廃校校舎を利用して実施される事業が「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること。（民間事業者に対して廃校校舎を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携協力して進められる事業内容であること。）</u> <u>旧川中第一小学校において、酒を醸造するための貯蔵タンクや酵母と水を仕込む仕込みタンク、倉庫、休憩所、研修所として活用する。</u> <u>地元で作られた酒米を校舎近くを流れる清流鷺の川の清</u></p>	

変 更 後	変 更 前
<p><u>水で仕込み酒を醸造していき、醸造体験や研修会、講演会の開催を行う。</u></p> <p>③ <u>地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施にあたり廃校校舎等の利用が必要であること。</u></p> <p><u>日高川町は、依然として厳しい財政状況下にあり、行財政改革を強力に推し進めている中、町村合併により廃校となった小学校校舎を利用することは、新たに施設を建設するよりも財政的にあまり負担を伴わず、用地交渉や長い建築工事期間等を考えると非常に効率的であるとともに工事による周辺地域住民の負担も軽減されることから必要である</u><u>と考える。</u></p> <p><u>旧川中第一小学校は、米作りを中心とした集落の中にあり、役場から車で約20分、宿泊客で賑わう「きのくに中津荘」からでも10分という利便性が高く、平成20年度からは、中津荘宿泊客を対象に体験観光事業も取り入れており、見学者や観光客で賑わう。</u></p> <p><u>また、小学校を中心に集落が広がっていることから、地域住民と交流するイベントを企画しても容易に参加できる距離でもある。</u></p> <p><u>旧校舎の教室は、研修室、直売所、休憩所、酒蔵、タンク室として利用が可能であり、事業を行うのに十分な広さが確保でき、岸野酒造においても、最初から建物を建設するよりも今ある校舎の改造で済むことは投資効果的に見ても効率的であるといえる。</u></p> <p>④ <u>同一地方公共団体における無償による転用であることまたは他の地方公共団体もしくは民間事業者に対して廃校校舎等を無償提供すること。</u></p> <p><u>日高川町と岸野酒造は、別紙契約書により貸借契約を締</u></p>	

変 更 後	変 更 前
<p><u>結する。</u></p> <p>5-3 その他の事業</p> <p>5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取組 【A0401】 公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除 (略)</p> <p>5-3-2 <u>地域再生基本方針に基づかない独自の取り組み</u> <u>旧子十浦小学校校舎を社会教育施設として転用するにあたっては、別途財産処分手続きを行った。当該社会教育施設は、廃校により薄らいだ地域住民間の繋がりを回復するとともに都市住民等との交流を図り、荒廃森林の手入れや耕作放棄地における耕作作業を行うとともに一人暮らしや老夫婦のみの世帯の安否確認等も行い、地域住民間のさらなる交流を育むものとする。</u> <u>また、旧中津村時代に日高高等学校中津分校野球部の創設により、交流人口の拡大に予想以上の効果とともに村の活性化を図れたことから、専門家による野球教室や大会の開催を通じた交流人口の拡大を図り、施設の友好的活用とともに地域の活性化を図る。</u> <u>なお、子十浦小学校施設の所管部署は、地域の自治活動の充実と新たな社会教育活動への展開を図る観点から日高川町（教育委員会）が所管するものとし、川中第一小学校施設の所管部署は、民間企業と提携して地域産業活性の拠点としての位置づけ、地元雇用の増大、体験観光客の入り込み等を考え、日高川町（産業振興課）が所管することとする。</u></p>	<p>5-3 その他の事業</p> <p>5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取組 【C0401】 公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除 (略)</p> <p>5-3-2 <u>地域再生基本方針に基づく支援措置によらない取組</u> <u>本計画においては、廃校校舎を社会教育施設として転用し、廃校により薄らいだ地域住民間の繋がりを回復するとともに都市住民等との交流を図り、荒廃森林の手入れや耕作放棄地における耕作作業を行うとともに一人暮らしや老夫婦のみの世帯の安否確認等も行い、地域住民間のさらなる交流を育むものとする。</u> <u>また、旧中津村時代に日高高等学校中津分校野球部の創設により、交流人口の拡大に予想以上の効果とともに村の活性化を図れたことから、専門家による野球教室や大会の開催を通じた交流人口の拡大を図り、施設の友好的活用とともに地域の活性化を図る。</u></p> <p>5-3-3 関係すべき事項</p>

変 更 後	変 更 前
<p>6 計画期間 認定の日から平成25年3月末まで</p> <p>7 目標の達成状況に係る評価に関する事項 4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い、状況を把握し公表するとともに、<u>関係行政機関と地元住民、有識者等で組織する検討委員会等を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行う。</u></p> <p>8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>施設の所管部署は、地域の自治活動の充実と新たな社会教育活動への展開を図る観点から日高川町（教育委員会）が所管する。</u></p> <p>6 計画期間 認定の日から平成23年3月末まで</p> <p>7 目標の達成状況に係る評価に関する事項 4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い、状況を把握し公表するとともに、<u>関係行政機関と地元住民からなる「地域再生協議会」を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行う。</u></p> <p>8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 (略)</p>